

令和6年度
指定障害サービス事業者集団指導資料
施設・事業所における利用者の安全確保のための体制整備等

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課 就労支援担当
施設サービス支援課 障害者支援施設
担当

目次

- 1 事故・虐待防止対策の徹底等について …No.3～8
- 2 防犯等安全管理の確保について …No.9～10
- 3 非常災害時の体制整備の強化 …No.11～15

1 - 1 事故・虐待防止対策の徹底等について

- ・ 障害者支援施設及び事業所は、障害者を支援するために公費で運営されるものであり、**支援者側に起因する事故や虐待は絶対にあってはならない。**

重大な事故又は虐待の事例

- ・ 残念ながら令和5年度以降においても、以下のような重大事故が発生している。

【事故】

- ① 食事中の**誤嚥**による**死亡又は重大な後遺症**が残ってしまった
- ② 送迎車両等に**利用者を置き去り**にし、**熱中症による死亡リスク**に晒してしまった
- ③ 送迎車両運転手の不注意又は体調不良に起因する**交通事故**
- ④ 給湯機交換工事後に**初期設定温度60度**のままお湯張りをし、**利用者がそのまま入浴して全身火傷**を負う
- ⑤ **無断外出**した利用者が近隣の山林で**遺体で発見**された事故

【虐待】

- ① 支援員や送迎車両の運転手が利用者に対して**性的行為を強要**して、**逮捕された性的虐待**
- ② 思い通りに動かない利用者に対して、**バインダーで頭を叩いたり暴言を吐く**など**身体的・心理的虐待**
- ③ 利用者のキャッシュカードを勝手に使って**金銭を横領**する等の**経済的虐待**

⇒ 重大事故が発生した場合、施設（事業所）において、行政機関への届出、利用者又は家族への説明、警察やマスコミ対応などをする必要が生じ、**施設運営に甚大な影響が生じることとなる。**



- ・ R6報酬改定により、①虐待防止委員会の開催、②従業者への定期的な研修、③虐待防止等のための担当者の設置、④身体拘束適正化の取組を実施していない場合は、**減算の対象**

⇒ 上記委員会等の機会を活用し、**日ごろから事業所内の各従業者が事故や虐待防止の重要性について理解して頂く機会を設定**することが重要。

1 - 2 事故・虐待防止対策の徹底等について

- ・R6報酬改定により、①虐待防止委員会の開催、②従業者への定期的な研修、③虐待防止等のための担当者の設置、④身体拘束適正化の取組を実施していない場合は、**減算の対象**

具体的な取組内容について

○以下のような虐待防止対策を講じる必要があるとともに、**事故防止対策も合わせて実施**することが望ましい。

1 体制の整備

- ・**虐待（事故）防止責任者及び担当者を配置**し、事故発生時等に、速やかに報告や対応できる体制を整備
※虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づく実施機関（区市町村）への通報が必要
- ・責任者及び担当者は、施設内において虐待（事故）防止のための計画（※）を策定
※倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成

2 支援環境の確認等

- ・虐待（事故）防止チェック及びモニタリングにより、事故等発生リスクが高い職場環境・支援環境を確認
- ・**全職員を対象に**、虐待（事故）防止チェックリストを実施し、職員個人の支援スキルも確認
⇒ 上記によって、虐待（事故）発生リスクが高いものは、改善に向けた取組を実行

3 支援員の教育等

- ・**全職員を対象に**虐待（事故）防止研修や事例検討を定期的に行い、事故・虐待防止について理解させる
- ・障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修及び事例検討

4 各種委員会の開催

- ・年1回の開催が義務付けられている**虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会については、同時開催も可能。**
- ・義務ではないが、事故防止委員会も同時に実施する等、効率化しつつ**事故・虐待防止について議論が必要。**
- ・委員会では、虐待や事故等の発生原因を分析し、再発防止策をまとめた上で**全職員に周知**する必要がある。



- ・身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会を**実効性のある内容とする**ことで、虐待（事故）発生リスクを低減させ、**利用者支援の質の向上と施設運営の効率化が可能**となる。

1 - 3 事故・虐待防止対策の徹底等について

障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは次のものをいうものとされています。

- 養護者による障害者虐待
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- 使用者による障害者虐待

虐待の区分について

(1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

(2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

(3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること

(5) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

通報義務について

障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに区市町村（実施機関）へ通報する義務があります。

必ず区市町村に速やかに通報した上で行政と連携して対応してください。

身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。
やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続きを経るようご注意ください。
なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

具体的な取組内容について

・身体拘束の適正化について

(基準を満たさない場合、基本報酬が減算)

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催（少なくとも1年に1回）とその検討結果の従業者に周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施（年1回以上）

<参考>

障害者福祉支援施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

事故報告について

○事故（虐待）防止対策を講じてもなお、以下に該当する事故が発生した場合は、速やかな事故報告が必要。

【報告が必要な事故】

- ①死亡事故
- ②入院を要した事故（持病による入院は除く）
- ③（②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤無断外出
- ⑥感染症の発生
- ⑦送迎車両への利用者置き去り事故
- ⑧事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑨保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑩施設運営上の事故（不正会計処理や送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ⑪区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑫その他特に報告の必要があると施設が判断したもの



※ 利用者が死亡する等の重大事故や警察が関与して、報道機関に報じられるリスクのある事故など、社会的影響が大きい事故については、電話による第一報の報告もお願いします。

提出先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

（担当部署）障害者支援施設担当（連絡先）03-5320-4156

提出先 ⇒ 別途ご案内いたします。

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】

（担当部署）就労支援担当（連絡先）03-5320-4158

提出先 ⇒ 別途ご案内いたします。



事故報告書の提出について

○事故報告書の作成にあたっては、以下の事項にご留意願います。

【事故概要欄】

• いつ、どこで、誰が、どのような事故を発生させたのか、事故の全体像が分かるように記入。

①概要

事故発生原因や利用者の特徴、事故発生時の支援内容や利用者の負傷状況等を簡潔に記入。

②経緯

以下の記載例のような形式で、事故対応の状況等を時系列で具体的に記載

●記載例

【○月○日】

- ・○時○分 日中活動中、利用者がパンを食べたところ、パンを口に入れたまま倒れる。付き添っていた支援員が支えるが、そのまま、意識不明、呼吸不全。
- ・○時○分 看護師及び施設長に連絡。ハイムリック法によりパンを取り除き、AED装着「ショック不要」の反応。心臓マッサージ及び人工呼吸開始。
- ・○時○分 119番通報
- ・○時○分 救急隊到着し、〇〇医療センターへ救急搬送されるが、心配停止状態。
- ・○時○分 家族（母親）に連絡
- ・○時○分 死亡確認
- ・○時○分 警察から連絡があり、事情聴取開始
- ・○時○分 警察より事件性なしの連絡
- ・○時○分 病院から警察にご遺体が引き渡され、検死後に遺族へご遺体を引き渡し

③状況

利用者の様子や家族との連絡状況に加え、警察やマスコミ対応等があれば具体的に記載

【再発防止策欄】

• 事故発生の原因分析を踏まえ、具体的な対策を記入

2-1 防犯等安全管理の確保について

- 平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。
- この事件を受け、厚生労働省から当該事件の検証を踏まえて、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、必要と考えられる点検項目が示されました。
- 点検項目は大きく「日常の対応」と「緊急時の対応」とに分けて示されています。

具体的な取組内容について

- 日常の対応（6項目）
 - ① 所内体制と職員の共通理解
 - ② 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携
 - ③ 施設等と利用者の家族の取組み
 - ④ 地域との共同による防犯意識の醸成
 - ⑤ 施設設備面における防犯に係る安全確保
 - ⑥ 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

※ 各項目の詳細については「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参照ください

2-2 防犯等安全管理の確保について

- 平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。
- この事件を受け、厚生労働省から当該事件の検証を踏まえて、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、必要と考えられる点検項目が示されました。
- 点検項目は大きく「日常の対応」と「緊急時の対応」とに分けて示されています。

具体的な取組内容について

- 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応（2項目）
 - ① 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
 - ② 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
- ※ 各項目の詳細については「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参照ください

3-1 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

具体的な取組内容について

・業務継続計画に関する取組（基準を満たさない場合、基本報酬が減算）

- ① 業務継続計画を策定、従業者に周知
- ② 業務継続計画に従い必要な措置を講ずる
- ③ 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施（年1回以上）

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、減算を適用しない。

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等
障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

具体的な取組内容について

・感染症等対策の取組

- ① 感染対策委員会の開催及び周知徹底…概ね3ヶ月に1回以上、定期的に行う
- ② 指針の整備…平常時の対策及び発生時の対応を規定する
- ③ 研修の実施…指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な研修を開催
- ④ 訓練（シミュレーション）の実施…年2回以上の定期的な訓練の実施

《参考》

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>

「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

3-3 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

非常災害対策について

・障害者支援施設等は、運営基準において非常災害対策として以下の取組が求められています。

- ① 消火設備その他の必要な設備の整備及び非常災害計画の策定等
- ② 非常災害に備えた定期的な訓練
- ③ 訓練の実施にあたり、地域住民との連携に努める

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

※ 詳細については「社会福祉施設等における避難の実効性確保に関する取組み等について」を参照ください

3-4 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

・社会福祉施設等において、平時より、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、事業継続に必要な対策を講じることが重要である。そこで、社会福祉施設等の災害対策について、厚生労働省より点検事項が取りまとめられていますのでご確認ください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 停電に備えた点検 | ④ 通信が止まった場合に備えた点検 |
| ② 断水に備えた点検 | ⑤ 物資の備蓄状況の点検 |
| ③ ガスが止まった場合に備えた点検 | ⑥ その他留意事項 |

※ 詳細については「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」を参照ください。

3-5 非常災害時の体制整備の強化について

令和6年度報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や非常災害発生時において、継続したサービス提供を推進するために、新たな減算規定が創設される等制度改正がありました。運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

災害時情報共有システムについて

- ① 災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的としたシステムである。
- ② 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ東京都が被災状況の報告を依頼します。その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。
(送られたURLからアクセスした場合には、アクセスの際にID、PWは不要です。)
- ③ 施設・事業所におかれましては、災害発生時に報告の依頼メールが送付された時には速やかに被災状況の報告をお願いいたします